

第2 調査結果

1 国の契約の適正化に向けた取組の概況

(1) 国の公共調達に適正化に関する取組の経緯と最近の動向

調査の結果	説明図表番号
<p>国の公共調達に関しては、これまで、公共工事、防衛調達等をめぐり、様々な問題が指摘されており、政府においては、逐次契約事務等の改善に取り組んできている。</p>	表1-(1)-①、②
<p>具体的には、IT関連事業の多重委託問題、分割少額随意契約問題等が発生したことを踏まえて、平成16年6月に取りまとめられた「行政効率化推進計画」（平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議（注1）。20年12月26日最終改定）においては、一般競争入札の拡大、適切な入札参加資格の設定、随意契約の適正な運用等に取り組むこととされ、また、17年2月に、随意契約に関する事務の取扱い等を定めた財務省主計局長通知（注2）が各省各庁会計課長等宛てに発出され、随意契約の公表対象の拡大（少額随意契約（注3）等を除き、契約先、契約金額、理由等をホームページで公表）、一括再委託の禁止、再委託の承認制の導入等の措置を講ずることとされた。</p>	表1-(1)-③
<p>また、平成18年8月、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知。以下「18年8月財務大臣通知」という。）が各省各庁の長宛てに発出され、随意契約の一般競争契約等への移行、一括再委託の禁止等再委託の適正化、契約に係る情報の公表等の措置を講ずることとされたほか、19年11月、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議（注4）申合せ。以下「19年連絡会議申合せ」という。）が申し合わされ、各府省は、i）随意契約見直し計画の厳正な実施を徹底すること、ii）監視体制の充実強化を図るため、全ての府省に契約の監視を行う第三者機関を設置すること等とされた。</p>	表1-(1)-④
<p>さらに、平成25年4月、内閣に設置された行政改革推進本部において「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定。以下「本部決定」という。）が決定され、各府省は、i）調達改善計画を毎年度策定し、上半期及び年度終了後にその実施状況について自己評価を行い、結果を公表すること、ii）調達改善を推進するための体制を整備すること等とされ、政府全体として調達改善を推進することとされた。</p>	表1-(1)-⑤
<p>さらに、平成25年4月、内閣に設置された行政改革推進本部において「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定。以下「本部決定」という。）が決定され、各府省は、i）調達改善計画を毎年度策定し、上半期及び年度終了後にその実施状況について自己評価を行い、結果を公表すること、ii）調達改善を推進するための体制を整備すること等とされ、政府全体として調達改善を推進することとされた。</p> <p>（注1）行政効率化関係省庁連絡会議は、「内閣官房及び内閣府の本来の機能を向上させるための事務分担の見直しについて」（平成24年12月7日閣議決定）により廃止された。</p> <p>（注2）「随意契約に関する事務の取扱い等について」（平成17年2月25日付け財計第407号財務省主計局長通知）及び「随意契約の方法による委託契約に関する事務の取扱いについて」（平成17年2月25日付け財計第408号財務省主計局長通知）をいう。</p> <p>（注3）予定価格が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条で規定する金額を超えない場合の随意契約をいう。以下同じ。</p> <p>（注4）公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議は、「内閣官房及び内閣府の本来の機能を向上させるための事務分担の見直しについて」により廃止された。</p>	表1-(1)-⑥

表 1 - (1) - ① 国の公共調達に適正化に関する最近の主な取組の経緯

年度	主な取組内容
平成 15 年度	<p>○ 「電子政府構築計画」(平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。平成 16 年 6 月 14 日一部改定)</p> <p>⇒ ・ 国民の利便性・サービスの向上</p> <p>・ IT 化に対応した業務改革</p> <p>・ 共通的な環境整備 等</p>
平成 16 年度	<p>○ 行政効率化関係省庁連絡会議設置 (平成 16 年 2 月 5 日関係省庁申合せ)</p> <p>※ 平成 24 年 12 月廃止</p> <p>○ 「行政効率化推進計画」(平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議決定。平成 20 年 12 月 26 日最終改定)</p> <p>⇒ ・ 一般競争入札の拡大</p> <p>・ 公共工事における総合評価落札方式の推進</p> <p>・ 適切な入札参加資格の設定</p> <p>・ 随意契約の適正な運用 等</p> <p>○ 「随意契約に関する事務の取扱い等について」(平成 17 年 2 月 25 日付け財計第 407 号財務省主計局長通知)</p> <p>⇒ ・ 随意契約の公表対象の拡大 (少額随意契約等を除き、契約先、委託金額、理由等をホームページで公表)</p> <p>・ 随意契約の重点的監査 等</p> <p>○ 「随意契約の方法による委託契約に関する事務の取扱いについて」(平成 17 年 2 月 25 日付け財計第 408 号財務省主計局長通知)</p> <p>⇒ ・ 一括再委託の禁止</p> <p>・ 再委託の承認の義務付け</p> <p>・ 履行体制の把握 等</p> <p>○ 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17 年 3 月 31 日法律第 18 号)</p> <p>⇒ ・ 品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針の策定</p> <p>・ 競争参加者の技術的能力を審査</p> <p>・ 競争参加者から技術提案を求めるよう努力し、これを適切に審</p>

	査・評価 等
平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議設置（平成 17 年 8 月 23 日関係省庁申合せ） ○ 公共工事の入札契約の改善に関する関係省庁連絡会議の設置（平成 17 年 12 月 26 日関係省庁申合せ） ○ 公共工事の入札契約の改善に関する関係省庁連絡会議を公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議に改組（平成 18 年 2 月 15 日） ※ 平成 24 年 12 月廃止 ○ 「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」（平成 18 年 2 月 24 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ） ⇒ ・ 公共工事の入札契約における一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充 ・ 平成 17 年度に各府省が締結した所管公益法人との随意契約の緊急点検の実施と「随意契約見直し計画」の策定 ・ 随意契約の情報公開の充実 等
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 51 号） ⇒ ・ 公共サービス改革基本方針の作成 ・ 官民競争入札等監理委員会の設置 等 ○ 「公益法人等との随意契約の適正化について」（平成 18 年 6 月 13 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ） ⇒ ・ 所管公益法人等との随意契約の見直し計画を策定 等 ○ 「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知） ⇒ ・ 随意契約の一般競争等への移行 ・ 一括再委託の禁止等再委託の適正化 ・ 契約に係る情報の公表 等 ○ 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律（平成18年12月15日法律第110号）

	<p>⇒ ・ 入札談合等関与行為を行った職員に対する刑罰規定の創設 ・ 入札談合等関与行為の範囲の拡大（幫助行為の追加） 等</p> <p>○ 「随意契約の適正化について」（平成 19 年 1 月 26 日公共調達 の適正化に関する関係省庁連絡会議）</p> <p>⇒ ・ 所管公益法人等以外との随意契約の見直しの実施 等</p>
平成 19 年度	<p>○ 「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成 19 年 11 月 2 日公共 調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）</p> <p>⇒ ・ 「随意契約見直し計画」の厳正な実施の徹底 ・ 各府省における監視体制の強化（第三者機関の設置等） 等</p> <p>○ 「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」（平成 20 年 3 月 28 日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）</p> <p>⇒ ・ 総合評価方式の徹底 ・ 契約等の対等な関係の構築、ダンピング対策 ・ 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化 等</p>
平成 20 年度	<p>○ 「IT を活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラ ン」（平成 20 年 5 月 30 日内部管理業務の抜本的効率化検討チーム決定）</p> <p>⇒ ・ 規程等の全府省統一化・共通化 ・ 業務の見直し・システム化 ・ 決裁階層・業務フローの簡素化 ・ アウトソーシングの活用 等</p> <p>○ 行政支出総点検会議設置（平成 20 年 7 月 29 日内閣官房長官決裁） ※ 平成 21 年 11 月廃止</p> <p>○ 「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」(平成 20 年 12 月 1 日行政 支出総点検会議)</p> <p>⇒ ・ 公益法人への支出の見直し（事務事業の廃止・縮小、競争性のあ る契約方式への移行、一者応札の改善等） ・ 行政経費の削減・行政の効率化 等</p>
平成 21 年度	<p>○ 「予算編成等の在り方の改革について」（平成 21 年 10 月 23 日閣議決定）</p> <p>⇒ ・ 年度末の使い切り等、無駄な予算執行の排除</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各府省に予算執行監視チームの設置 等
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公共サービス改革基本方針」(平成 22 年 7 月 6 日改定(閣議決定)) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・ 幅広い民間活力の活用 ・ 調達及び関連諸制度の改革等を含めたより広義の公共サービス改革の推進 等 ○ 公共サービス改革分科会設置(平成 22 年 9 月 30 日行政刷新会議) <ul style="list-style-type: none"> ※ 平成 24 年 12 月廃止
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公共サービス改革プログラム」(平成 23 年 4 月 28 日行政刷新会議公共サービス改革分科会) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・ 随意契約・一者応札の見直し ・ 総合評価落札方式の改善、競争的交渉方式の導入、競り下げの試行 ・ 共同調達の拡大 等 ○ 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 23 年 8 月 9 日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・ 予定価格、調査基準価格、最低制限価格の事後公表 ・ 一般競争入札及び総合評価落札方式の活用に必要な条件整備 ・ 調査基準価格の見直しや、価格による失格基準の積極的な導入・活用によるダンピング対策の強化 等
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政改革推進本部設置(平成 25 年 1 月 29 日閣議決定)
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「調達改善の取組の推進について」(平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・ 各府省における「調達改善計画」の毎年度の策定並びに上半期及び年度末における自己評価結果の公表 ・ 調達改善推進のための体制の整備 等

(注) 内閣府公表資料等に基づき、当省が作成した。

表 1 - (1) - ② 防衛調達の適正化に関する最近の主な取組

背景等	取組等
<p>防衛施設庁官製談合問題（平成 18 年 1 ～ 2 月） 米軍横田基地などの受変電設備や電機設置工事の競争入札をめぐり、防衛施設庁OBである（財）防衛施設技術協会理事長のほか、同庁技術審議官等 2 名や、談合に参加した業者などが競売入札妨害罪で検挙</p>	<p>○ 「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会」を設置（平成 18 年 6 月報告書公表） ⇒ ①入札手続の改善、②防衛施設庁の業務の見直し、③（財）防衛施設技術協会の解散 等</p> <p>○ 防衛施設庁を廃止。また、同庁建設部の実施部門を装備本部に統合し、装備施設本部を設置（平成 19 年 9 月）</p>
<p>防衛装備品過大請求等問題（平成 19 年 10 月） 輸入装備品（海上自衛隊救難飛行艇US-2で使用するプロペラ整備用機材）について、事業者が過大に請求 等</p>	<p>○ 「防衛省改革会議」を設置（平成 20 年 7 月 15 日報告書公表） ⇒ 不祥事の分析を踏まえ、改革の原則（注）を示すとともに、これに基づく提言を公表 （注） 改革の原則とは、①規則遵守の徹底、②プロフェッショナルリズムの確立、③全体最適を目指した任務遂行優先型の業務運営の確立</p> <p>○ 「防衛省改革の実現に向けての実施計画」（平成 20 年 8 月 26 日公表） ⇒ 防衛省改革会議の報告書に示された提言を計画的に実施するとともに、今後の予定や進捗等に関する国民の理解と支持を得るために策定。実施計画は、毎年度概算要求の時点などで、又は必要に応じて策定し、公表</p>
<p>防衛省改革に関する大臣指示（平成 22 年 6 月）</p>	<p>○ 「防衛省改革推進会議」を設置（平成 22 年 8 月） ⇒ 過去の談合事案も踏まえ、より一層の透明性、公正性を担保する施策について検討 等</p>
<p>防衛省改革に関する防衛大臣指示（平成 25 年 2 月）</p>	<p>○ これまでの成果を踏まえ、防衛会議の下、検討を加速させ、防衛改革検討委員会において、必要な検討を実施</p> <p>○ 「防衛省改革の方向性」（平成 25 年 8 月 30 日公表） ⇒ 状況の変化を踏まえ、これまでの検討で指摘された事項も十分に考慮し、以下の方向性で抜本的な改革を実施 ① 文官・自衛官の相互配置 ② 防衛力整備の全体最適化・装備取得機能の強化 ③ 統合運用機能の強化 ④ 政策立案・情報発信機能の強化 等 近年の調達不祥事の問題については、関係委員会等において鋭意検討し、再発防止策を徹底</p>

（注）当省の調査結果及び防衛省公表資料に基づき、当省が作成した。

表 1 - (1) - ③ 「行政効率化推進計画」(平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議。20 年 12 月 26 日最終改定) <抜粋>

(2) 公共調達効率化

1 一般競争入札、公募型指名競争入札等の推進

- ・ 公共工事について、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札による調達を逐次拡大する。各府省ごとに一般競争入札による調達の割合(競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合)を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。
- ・ 上記以外の公共調達について、適切な入札参加資格を設定するとともに適正な履行の確保に配慮しつつ、一般競争入札による調達を逐次拡大する。各府省ごとに一般競争入札による調達の割合(競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合)を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。
- ・ 公共調達について、公募型指名競争入札等の受注意欲を反映した指名競争入札の拡大を図るため、各府省ごとに公募型指名競争入札等による調達の割合(指名競争入札に付した件数に占める公募型指名競争入札等の件数の割合)に関する目標数値を本年末までに定め、毎年度その実施状況を公表する。(平成16年度から5年間)
- ・ 特定建設工事共同企業体(特定JV)の結成の義務付けは原則として廃止する。義務付けた場合は、毎年度その理由を公表する。

3 適切な競争参加資格の設定等

- ・ 工事成績が一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置を導入する等過去の成績を適切に反映させる。
- ・ 優れた企業による競争を推進するため、工事成績データベースを構築・活用する。
- ・ 民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価する。
- ・ 調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。

6 随意契約の適正な運用等

- ・ 随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を適正に行う。
- ・ 各府省ごとに定める一定金額以上の随意契約案件について、各省のHPにおいて、契約の相手方、契約金額、随契理由等をまとめて公表する。

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (1) - ④ 「公共調達に適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知)
 <抜粋>

1. 入札及び契約の適正化を図るための措置

(2) 随意契約による場合

①に掲げる区分に照らし、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札(総合評価方式を含む。)による調達を行うものとする。

また、従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、②に掲げる区分に照らし、一般競争入札(総合評価方式を含む。)又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。ただし、①又は②の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるものについては、同様に取扱うものとする。

なお、予定価格については、競争入札に付する場合と同様一層適正な設定に努めるものとする。

(注一)「企画競争」とは、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法をいう。

(注二) 企画競争を行う場合には、特定の者が有利とならないよう

イ 参加者を公募すること、

ロ 業者選定に当たっては、業務担当部局だけではなく契約担当部局も関与する必要があること、

ハ 審査に当たって、あらかじめ具体的に定めた複数の採点項目により採点を行うこと、

等により、競争性及び透明性を担保するものとする。

(注三)「公募」とは、行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募ることをいう。

(注四)公募は、従来、研究開発等を委託する場合等に特殊な技術又は設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約していたようなものについて、当該技術又は設備等を有している者が、他にいない場合がないとは言い切れないことから、必要な技術又は設備等を明示したうえで参加者を募るものである。

したがって、当初から複数の者による競争が存在することが考えられるようなものについては、原則として、一般競争入札(総合評価方式を含む。)を行うこととし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、企画競争を行うものとする。

(注五)公募期間は、予決令第 74 条により、急を要する場合を除き、入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前までに入札公告しなければならないとされていることに準じて、適切に定めなければならない。

① 競争性のない随意契約によらざるを得ない場合

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

(イ) 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの

(ロ) 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

(ハ) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの

(ニ) 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

ニ その他

(イ) 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等

(ロ) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)

(ハ) 郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)

(ニ) 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入

(ホ) 美術館等における美術品及び工芸品等の購入

(ハ) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

② 従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについては、次に掲げる区分に従い、

一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。

イ 行政補助的な業務に係る役務等の契約

原則として、価格競争による一般競争入札によるものとする。

ただし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、総合評価方式による一般競争入札を行うものとする。なお、直ちに総合評価方式による一般競争入札によることが困難な場合は、準備が整うまでの間、企画競争を行うことができるものとする。

ロ 調査研究等に係る委託契約

原則として、総合評価による一般競争入札によるものとする。

ただし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、次に掲げる区分によるものとし、総合評価による一般競争入札に移行するための検討を引き続き行うものとする。

(イ) 審議会等により委託先が決定された者との委託契約

審議会等に事案を提示する前に公募を行うとともに、当該事案等を選択した理由等について、詳細に公表することにより、透明性を高めるよう努めるものとする。

(ロ) 調査研究等に必要な特定の設備又は特定の技術等を有する者が一しかないとしているもの

公募を行うものとする。なお、公募を行った結果、示した要件を満たす者が一しかないことが明らかとなった場合は、その者と契約することがやむを得ないが、当該要件を満たす者の応募が複数あった場合には、総合評価方式による一般競争入札又は企画競争を行うものとする。

(注) いわゆる競争的資金については、当該事案等を選択した理由等について、詳細に公表することにより、透明性を高めるよう努めるものとする。

ハ リース契約等

複数年度にわたる期間を前提にしている契約であるにもかかわらず、初年度に係る調達についてのみ一般競争入札又は企画競争を実施し、次年度以降については、随意契約を行っている場合は、国庫債務負担行為を活用することにより、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争を行い複数年度契約を締結するものとする。

ニ 設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務及びこれに付随する業務に係る契約

当該保守点検業務等が不可分とならないよう見直しを行うものとする（特にシステムの開発及び運用に係るもの）。なお、当該設備等の調達を行う際に、保守点検業務等を含めた複数年度契約を行うことはできないか、保守点検業務等も評価する総合評価方式による一般競争入札に改めることができないか等について検討を行うものとする。

ホ 国家試験等の実施に係るもの

(イ) 試験又は講習の実施に係る会場の借上げについては、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで、公募を行うものとする。

(ロ) 試験問題の印刷については、独立行政法人国立印刷局の職員が法律により守秘義務を負っていることも踏まえつつ、一般競争入札等によることの適否について検討するものとする。

ヘ 一般競争入札によることができるものであるが、一の契約の相手方のみでは契約目的が達成できない国庫金の納付等に係る金融機関との口座振替等の契約

一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するものとする。

③ その他

イ 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 4 項の「緊急の必要により競争に付することができない場合」については、単に国内部の事務の遅延により、競争に付する期間が確

保できなくなったことのみをもって「緊急の必要」があるとしてはならない。

ロ 会計法第 29 条の 3 第 4 項の「競争に付することが不利と認められる場合」については、予決令第 102 条の 4 第 4 号に列挙されている場合であっても、「競争に付することが不利」であることを、具体的に説明できる必要があることに留意しなければならない。

ハ 秘密の保持が必要とされているもの

予決令第 99 条第 1 号の「国の行為を秘密にする必要があるとき」として、随意契約を行うことができるのは、外交又は防衛の活動等において、その行為を公にすることによって重大な支障が生じ、公の秩序又は公共の安全の維持が困難となる場合に限られることに留意しなければならない。

ニ 予定価格が予決令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号のそれぞれの金額を超えない随意契約（以下「少額の随意契約」という。）であっても、特に合理的な理由なく分割されているもの等については、これらを一括するなどして一般競争入札に付することとしなければならない。

2. 再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託（委託費によるものほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が 100 万円を超えないものを除く。）する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、次に掲げる取扱いにより、その適正な履行を確保しなければならない。

なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

(1) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

(2) 再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

① 再委託を行う合理的理由

② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力

③ その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

(3) 履行体制の把握及び報告徴収

① 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。

② 委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

3. 契約に係る情報の公表

(1) 国の支出の原因となる契約（国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予決令第

99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号のそれぞれの金額を超えないもの及び「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平成 6 年法律第 113 号) 第 31 条の方式による米穀等及び麦等の買入に係るものを除く。)を締結したときは、その日の翌日から起算して 72 日以内に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、各年度の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に締結した契約については、93 日以内に公表することができる。

また、外国に所在する契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)又は防衛庁設置法(昭和 29 年法律第 164 号) 第 28 条の部隊及び機関に所属する契約担当官等が締結した契約であって、72 日以内に公表を行うことが困難な場合には、四半期毎にまとめて、当該四半期経過後、遅滞なく行うものとする。

- ① 公共工事(公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。)の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- ② 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- ③ 契約を締結した日
- ④ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ⑤ 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨(随意契約を行った場合を除く。)
- ⑥ 契約金額
- ⑦ 予定価格(公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。)
- ⑧ 落札率(契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。)
- ⑨ 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(理由は、具体的かつ詳細に記載すること。また、企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること。)
- ⑩ 所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- ⑪ その他必要と認められる事項

(注一) 公表は、競争入札による契約と随意契約を別表にし、さらに公共工事(公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。)と物品等又は役務をそれぞれ別表にする方法により行うものとする。

(注二) 公表は、別紙様式 1、別紙様式 2、別紙様式 3 及び別紙様式 4 により行うものとする。ただし、一覧表形式による公表を行うためのシステム改修などの準備に期間を要する場合は、準備が整うまでの間、契約別の個表による公表を行うことができる。

- (2) 公表は、本省庁のホームページにおいて、地方支分部局等で締結した契約をあわせて公表する方法によるほか、各地方支分部局等のホームページで公表する方法によることができる。

また、一定期間において締結した契約をまとめて公表することができる。

- (3) 各地方支分部局等のホームページで公表する場合には、本省庁の公表ページに各地方支分部局等の公表ページへの直接のリンクを行うものとする。
- (4) 公表した事項については、公表した日の翌日から起算して少なくとも 1 年が経過する日までホームページに掲載しなければならない。

6. 契約に関する統計の作成

平成 18 年度以降、財務大臣の定めるところにより、毎年度、次に掲げる統計を作成し、財務大臣に送付するものとする。

- (1) 統計の対象期間

毎年度、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間とする。

- (2) 統計の対象となる契約

国の支出の原因となる契約(予定価格が予決令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号のそれぞれの金額を超えないもの及び「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平成 6 年

法律第 113 号) 第 31 条の方式による米穀等及び麦等の買入に係るものを除く。)

(3) 統計の種類

① 契約金額及び件数に関する統計

全体の統計（公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）と物品等又は役務に区分し、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に区分して件数及び金額を記載するもの。）

② 随意契約に関する統計

随意契約の内訳についての統計（契約の相手先を所管公益法人、その他の公益法人、独立行政法人等、特殊法人等、特定民間法人及びその他の法人に区分し、それぞれについて、随意契約の根拠とした条文別に件数及び金額並びに企画競争又は公募を行った件数及び金額を記載するもの。）

(注一) 「所管公益法人」とは、各省各庁が所管する民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定に基づき設立された法人をいう。

(注二) 「その他の公益法人」とは、(注一) 以外の民法第 34 条の規定に基づき設立された法人及び民法以外の特別の法律に基づいて設立された公益を目的とする法人（学校法人、社会福祉法人等）をいう。

(注三) 「独立行政法人等」とは、「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び「国立大学法人法」（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項及び第 3 項に規定する法人をいう。

(注四) 「特殊法人等」とは、法律により直接設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 15 号の規定の適用を受けない法人を除く。）及び特別な法律に基づき設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。

(注五) 「特定民間法人」とは、公務員制度改革大綱（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）により、毎年 12 月に各府省が公表した退職した職員の「再就職状況の公表について」において掲げられている民間法人及び各省各庁が、国の常勤職員であったものが再就職していることを把握している法人その他必要と認める法人をいう。

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(1)-⑤ 「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成 19 年 11 月 2 日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）＜抜粋＞

1. 「随意契約見直し計画」の厳正な実施の徹底
 - 各府省における随意契約の見直しが厳正に実施されるよう、それぞれの「随意契約見直し計画」に基づく各般の措置について、
 - イ. 一般競争入札、公募・企画競争など競争性のある契約形態への移行に際し、契約の内容に応じた適切な競争的手続きが適用されているか
 - ロ. 移行後の契約形態において、制限的な応募条件等を設定することにより競争性の発現を阻害していないか
 - ハ. 引き続き随意契約により契約を行うこととされたものについて、法令等に照らし適正に執行されているか
 - ニ. 特に、所管の公益法人との間で引き続き随意契約により契約を行うこととされたものについて、その執行に当たり十分な注意が払われているか
等の観点から適切に点検し、公募等における応募要件の緩和、より競争性の高い契約方式への移行などの必要な措置を講じるものとする。
2. 監視体制の充実強化
 - (1) 各府省における監視体制の強化
 - ① 随意契約の適正化を進めていくに当たり、その実施状況について不断の注意を払うため、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約について、地方支分部局を含めた府省全体の状況を本府省において定期的に把握する。
 - ② 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）」を踏まえ、各府省が発注する工事について進められている入札契約の過程に第三者の意見を反映させる仕組みについて、工事以外の契約についても導入することとする。
 すなわち、
 - イ. 全ての府省において
 - ロ. 工事以外の、物品・役務等も対象とし、入札契約のみならず随意契約も対象とすることにより
全ての契約の監視が行えるよう、全ての府省に第三者機関を設置する。

※ 既に上述の指針に基づいて工事に係る第三者機関を設置している府省にあっては、物品・役務等を含む全ての契約を対象とする第三者機関として適切なものとなるよう、既設の第三者機関を改組する。また、既設の第三者機関に加え、新たに工事以外の物品・役務等に係る入札契約を対象とする第三者機関を設置することも可とする。

その際、

 - ・ 本省のみならず、相応の発注規模の地方支分部局にも原則として設置
 - ・ 応札者（応募者）が1者しかないものなどは重点的に監視
 - ・ 第三者機関の審議の概要は公表

に係る措置を確保することとする。

 - ③ 独立行政法人等については、
 - イ. 独立行政法人等のそれぞれの監事、会計監査人等に対し、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックをするべき旨、各府省を通じて指示・要請する
 - ロ. 独立行政法人については、各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価することとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(1)-⑥ 「調達改善の取組の推進について」(平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定) <抜
粋>

1. 調達改善計画の策定等

(1) 調達改善計画の策定

ア 各府省庁は、原則として毎年度開始までに、当該年度の調達改善計画を策定し、公表する。
必要な場合には、年度途中で調達改善計画を改定し、公表する。

イ 調達改善計画には、次の内容を盛り込む。

- ・ 重点的に調達改善に取り組む分野
- ・ 調達改善の取組内容
- ・ 調達改善の目標
- ・ 自己評価の実施方法
- ・ 調達改善の推進体制 等

(2) 調達改善計画の自己評価

ア 各府省庁は、上半期(4～9月)終了後及び年度終了後、速やかに、調達改善計画の実施状
況について自己評価を実施し、その結果を公表する。自己評価の結果は、その後の調達改善計
画の実施や策定に反映させる。

イ 自己評価結果には、次の内容を盛り込む。

- ・ 実施した取組内容及びその効果
- ・ 目標の達成状況
- ・ 実施において明らかになった課題
- ・ 今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項 等

2. 各府省庁における推進体制の整備

(1) 各府省庁は、調達改善計画の策定や自己評価の実施等、調達改善を推進するための体制を整備
する。

(2) 各府省庁は、調達改善計画の策定、自己評価の実施等の際には、調達改善に関する知見を有す
る外部有識者に意見を求める。

(注) 下線は当省が付した。